② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成30年11月９日において次の条件を満たすものとする。

① 特定建設工事共同企業体の構成員は、平成15年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる【①】は㋐～㋒の要件を、【②】は㋐を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）但し、【①】の㋐～㋒は同一工事であることとし、施工延長については、掘削、覆工を実施した区間の延長であること。

【①】特定ＪＶの代表者

㋐ ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

㋑ 施工延長が600m以上であること。

㋒ 土被りが（坑口部を除く）20m以内であること。※坑口部とは「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」でいう土被りが２Ｄ（Ｄは掘削幅）の範囲とする。

【②】特定ＪＶのうち代表者以外の構成員

㋐ ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

8 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9 資格審査結果の通知　「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10 資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「長崎497号松浦２号トンネル新設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認及び選抜を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成31・32年度において裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 30 年 10 月 29 日

最高裁判所事務総局経理局長　笠井　之彦

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

1 契約の種類及び区分

⑴ 工事種別

建設工事：建築一式工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事、解体工事

⑵ 業務種別

測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務

2 定期受付の申請の時期

⑴ インターネット方式

ア パスワード発行申請受付期間　平成30年11月１日から平成30年12月28日まで。

イ 申請書入力プログラムダウンロード期間　平成30年11月１日から平成31年１月15日まで。

ウ 申請用データ受付期間　平成30年12月３日から平成31年１月15日まで。

エ アドレス

㋐ 建設工事

https://www.pqr.mlit.go.jp/

㋑ 測量等

https://www.pqrc.mlit.go.jp/

オ システム稼働時間　平日９時から17時まで。土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（平成30年12月29日から平成31年１月３日）の終日及び平日の17時から９時までの間は、システム運休。

⑵ 文書郵送方式及び文書持参方式　原則として受け付けない。

ただし、インターネット方式で対応していない申請（共同企業体（経常ＪＶ）に関する申請、「解体工事」を申請する場合で「とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）」によるもの等）の受付期間については次のとおり。

平成30年12月３日から平成31年１月31日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

文書郵送方式による申請は、当日消印有効。

文書持参方式による申請の受付時間は、９時30分から12時まで及び13時から16時まで。

なお、上記⑴及び⑵の期間後の申請については、後記９の随時受付となるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

3 申請の方法

⑴ 申請書の入手方法等

ア インターネットを使用して申請する者は、前記２の⑴のエに掲げるアドレスにアクセスし、平成30年12月28日までにパスワードを請求した後、入手したパスワードを用いて、平成31年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードすることができる。

イ 文書により申請する者は、最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。

http://www.courts.go.jp/tyotatu/nyusatsujoho_kensetukoji/index.html/